

1. 事業説明シート

事業名	道路事業 [国道橋りょう改築事業 (国補)]	事業箇所	甲府市白井町～西下条町	地区名	国道140号 (新山梨環状道路・東部区間)	事業主体	山梨県
-----	------------------------	------	-------------	-----	-----------------------	------	-----

(1) 事業の概要

①課題・背景

新山梨環状道路は、甲府市の中心部に集中する周辺からの交通を適切かつ有機的に分散導入を図る機能を有し、甲府市内の慢性的な交通渋滞を解消する甲府都市圏を取り囲む環状道路である。このうち東部区間は、供用済みである南部区間の西下条ランプから国道20号に至る区間である。供用済みである南部区間のうち、特に端部である西下条ランプには交通が集中し、激しい渋滞が発生しており、社会・経済活動に大きな支障となっているため、西下条ランプ～東油川ランプ間の整備を早急に進め、交通の分散による渋滞緩和を図る必要がある。

②整備目標・効果

□主要目標 ○市街地内の交通の円滑化

- ・自動車交通量：12,347台/12h>6,924台/12h以上※
 - ・混雑度(平日)：1.55>1.25以上(国道140号・甲府市下曽根)※
- ※評価基準値

□副次目標 ○災害に強い道路の確保

- ・危険度・損傷度：なし
- ・緊急輸送道路の指定：指定あり(第1次緊急輸送道路)
- ・自動車交通量：12,347台/12h>3,314台/12h以上(国道140号・甲府市下曽根)

□副次効果 ○主要渋滞ポイントの解消

(通過に5分以上を要する等、著しい渋滞が発生している交差点の解消もしくは大幅な改善)

③目標達成の方法

新山梨環状道路(東部区間L=7km)のうち、西下条ランプ～東油川ランプまでの3.4km間を暫定2車線で整備。車道幅員 現道7.0m→9.5m(自動車専用道)。

(2) 整備内容と整備量

①整備内容 道路改良 L=3,400m W=7.0(9.5)m [暫定形(2/4)]

②整備期間 平成25年度～平成32年度

③総事業費 約23,200百万円(国費12,760百万円(5.5/10)県費10,440百万円(4.5/10))

④全体計画 (年度別整備内容)

年度	整備内容	事業費
平成25年度	測量、調査、設計	200百万円
平成26年度	測量、調査、設計、用地取得、道路改良工事	3,000百万円
平成27年度	用地取得、道路改良工事	3,000百万円
平成28年度	用地取得、道路改良工事	3,000百万円
平成29年度	用地取得、道路改良工事	4,000百万円
平成30年度	道路改良工事	4,000百万円
平成31年度	道路改良工事	4,000百万円
平成32年度	道路改良工事	2,000百万円

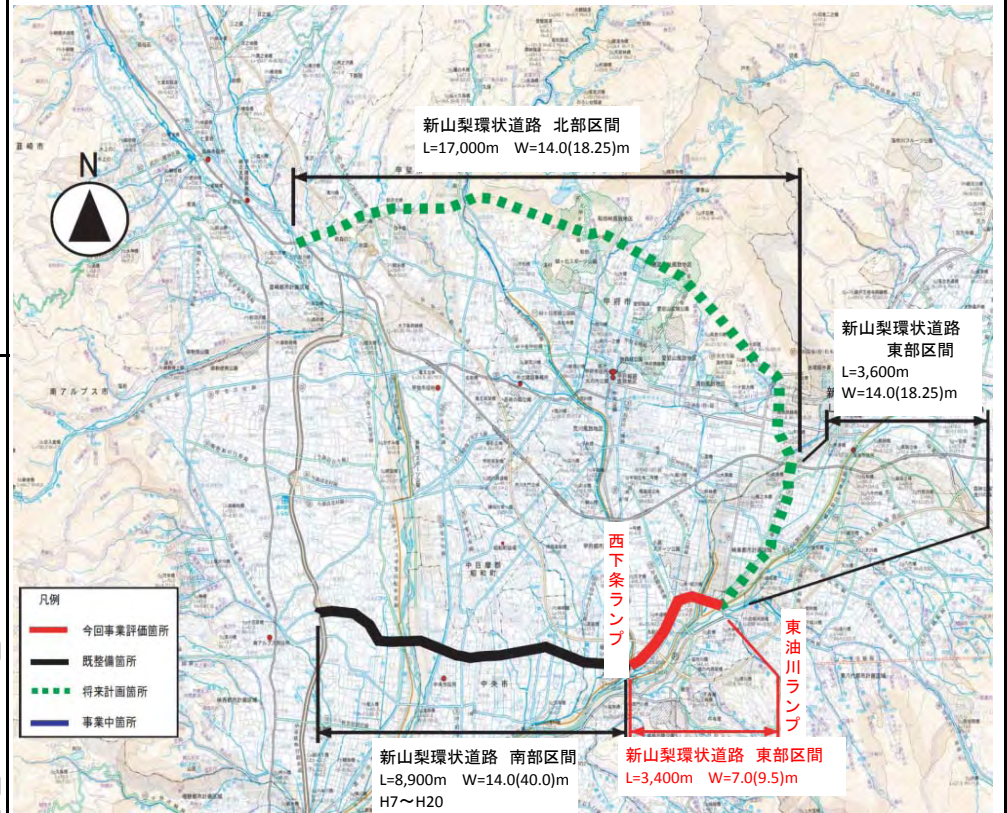
□既整備内容・期間・事業費

既整備内容	新山梨環状道路・南部区間 L=8.9km W=14.0(40.0)m
期間	H7～H20
事業費	820億円

(3) 中・長期計画等の位置付け

- ・山梨のみちづくりビジョン(H21.3)
- ・「山梨県社会資本整備重点計画-第2次-」(H20～H26)
- ・山梨県地域防災計画(第1次緊急輸送道路)

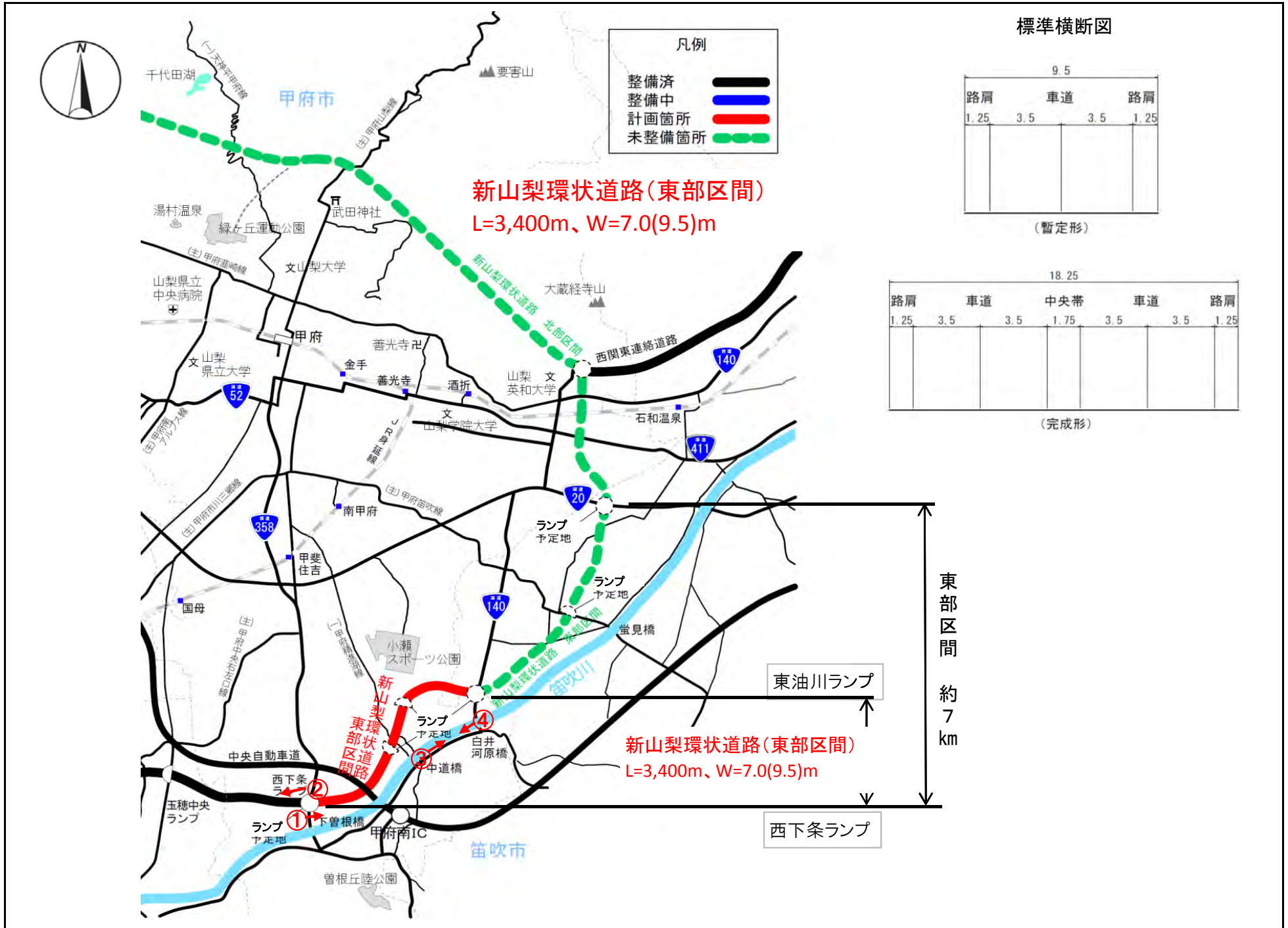
(4) 事業位置等図



2. 評価シート

<p>(1) 公共関与の妥当性 (行政が行うべき事業か) (妥当・妥当でない)</p>	<p>(5) 整備手法の有効性 (妥当・妥当でない)</p>
<p>(理由) 新山梨環状道路は甲府都市圏における幹線ネットワークを構成する重要な路線であり、公益性が高く、その整備は行政が実施すべきである。</p>	<p>(理由) 自動車専用道路であるため一般道路との円滑な接続を考慮して道路線形を決めるとともに橋梁形式は極力少なくして経済性に優れた計画とした。</p> <p><input type="checkbox"/> 他の整備手法の有無 〈有・無〉 (状況) なし</p>
<p>(2) 事業執行主体の妥当性 (県が行うべきか) (妥当・妥当でない)</p>	<p>(6) 環境負荷への配慮 (妥当・妥当でない)</p>
<p>(理由) 道路法第12条の規定により県が実施すべき事業である。</p>	<p>(理由) 都市計画道路甲府外郭環状道路東区間として環境影響評価を実施しており、環境要因の「工事の実施」と「土地または工作物の存在及び供用」に関し、大気質、騒音、振動、低周波音、地下水の水位、地形及び地質、日照障害、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物等の環境要素について調査、予測を実施し、著しい環境影響を及ぼすことがない計画となっている。</p>
<p>(3) 経済効率性 (妥当・妥当でない)</p>	<p>(7) 事業計画の熟度 (妥当・妥当でない)</p>
<p>(理由) ・費用(C)=186億円 (内訳) 改築費182億円 維持修繕費3.8億円 ・便益(B)=244億円 (内訳) 時間短縮187億円 走行経費減少29億円 事故減少28億円 ・費用便益比(B/C)=1.3 ※費用便益比B/Cは国の採択基準1.0を超えている。</p>	<p>(理由) 本事業の計画策定に当たっては、PI (パブリック・インボルブメント) 手法による計画段階からの住民参画により、広く地域の意見を反映した概略計画を平成18年度に公表した。現在、具体的なルートでの都市計画決定に向けた手続きを進めており、本年度末の都市計画決定を目指しており事業計画の熟度が高まっている。</p>
<p>(4) 事業実施・規模の妥当性 (妥当・妥当でない)</p>	<p>《総合評価》 (妥当・妥当でない)</p>
<p>(理由) 東部区間全体について本年度末の都市計画決定を目指し手続きが進んでいることから、南部区間に引き続き整備を進め環状道路機能を発揮させる必要がある。</p> <p><input type="checkbox"/> 同等施設等(計画を含む)の有無 〈有・無〉 (状況) 新山梨環状道路については他に同等の代替施設はない。</p> <p><input type="checkbox"/> 必要整備量とその根拠 (状況) 東部区間約7kmのうち、南部区間の延長上にある西下条ランプから国道140号までの間の3.4kmについて、早期に整備効果を発現するために、暫定形にて先行整備する。 なお、幅員等は道路構造令による。</p>	<p>(理由) 7項目全てが妥当と評価されることから、実施が妥当と判断する。</p>

3. 添付資料シート (1)



添付資料シート（2）

①西下条ランプ渋滞状況



②西下条ランプ渋滞状況



③国道140号(笛吹川左岸)渋滞状況



④国道140号(白井河原橋南詰交差点)渋滞状況

